



連日、昼間は暑くとも日の入りが少しずつ早くなり秋を迎える準備をしているかのような季節となりました。皆様、体調のほうはいかがでしょう。

さて、今回は『**経営者保証の改革**』について情報提供させていただければと思います。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指すための金融庁等の政策についてご説明させていただきます。



**経営者保証**とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者やその家族が連帯保証人になることです。例えば、会社が倒産して借入金の返済ができなくなったとしても、連帯保証人である経営者個人は返済する義務が残るということです。

## ● **経営者保証改革プログラム**について（令和4年12月23日公表、令和5年1月10日運用開始）

経営者保証なし融資を強く促進するために、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、次の**4分野**を重点的に取り組むことを目的として策定されたプログラムです。

### 01 **スタートアップ・創業融資の促進**

- ① **スタートアップの創業から5年以内の者に対する経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設。**  
(保証割合：100%／保証上限額：3500万円／無担保)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和。**
- ③ **商工中金のスタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止。**

### 02 **金融機関に対する保証徴求手続の厳格化・監督強化**

- ① 金融機関が経営者保証を締結する場合には、**具体的に以下の説明を求めるとともに、結果等を記録することを求める。**

- (1) どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか。
  - (2) どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。
- ② 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施。**

### 03 **経営者保証の提供・解除を選択できる環境の整備**

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件を充足すれば、保証料の上乗せ等により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設。**

- (1) **法人から代表者への貸付金等がないこと。**
  - (2) **決算書類等を定期的に提出していること（月次試算表等含む）。**
- ② 流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資に対する信用保証制度において、経営者保証の徴求を廃止。

### 04 **中小企業の社内体制の整備**

- ① 中小企業者側においても経営者保証を解除できるような社内体制（ガバナンス体制）を整える必要があります。

中小企業庁の「収益力改善支援に関する実務指針」には、指針となる「経営者のための経営状況自己チェックリスト」、「支援者による経営状況チェックリスト」、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」等が公表されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shuuekiryokukaizen/shishin.pdf>

法人と個人の資産がきちんと区別されていることや、経営の透明性が確保されている場合には経営者保証を付ける必要がないという方針に向かっているため、自社の財務内容を見直してみましよう！